

第 35 号議案

ふじみ野市営住宅条例の一部を改正する条例

ふじみ野市営住宅条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号ク（イ）中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。